

第8章 文化財の防災・防犯

1 防災・防犯に関する現状と課題

(1) 想定される災害等

小田原市は、地勢的に自然災害の発生要因が多く、それ以外にも、火災や盗難、いたずら等の人為的被害も考えられます。

こうしたリスクを把握し、備えを行うとともに、発生時・復旧時の文化財の保存に関して円滑な対応ができるようにしておく必要があります。

①地震災害

神奈川県では、平成25年度から26年度にかけて、県域において切迫性が高いと指摘される地震被害想定調査を実施し、次のとおりの想定をしています。

地震による文化財への被害は、建物損壊だけでなく、石垣が崩れたり寺社に安置されている仏像等が転倒したりすることもあります。

また、大規模な地震による津波被害も想定されるため、令和元年(2019)に津波災害警戒区域を指定しています。なお、津波は、火山の噴火、大規模な地すべり等でも起こり得ます。

| 想定地震 | 説明 |
|------------|--|
| 都心南部直下地震 | 首都圏付近のフィリピン海プレート内で、都心南部の直下を震源とするモーメントマグニチュード7.3で、地震発生の切迫性が高いとされている地震です。発生確率は、南関東地域のM7クラスの地震が30年間で70%。県内全域が「首都直下地震対策特別措置法」の首都直下地震緊急対策区域に指定されています。 |
| 三浦半島断層群の地震 | 同断層群を震源域とするモーメントマグニチュード7.0の活断層型の地震です。発生確率は、30年以内6~11%とされています。 |
| 神奈川県西部地震 | 県西部を震源域とするモーメントマグニチュード6.7の地震です。固有の地震活動かどうか明確ではありませんが、過去400年の間に同クラスの地震が5回発生しており、発生の切迫性が指摘されている地震です。 |
| 東海地震 | 駿河トラフを震源域とするモーメントマグニチュード8.0の地震で、発生の緊迫性が指摘されています。国の防災戦略の対象とされており、市は大規模地震対策特別措置法による「東海地震の地震防災対策強化地域」に指定されています。 |
| 南海トラフ巨大地震 | 南海トラフを震源域とするモーメントマグニチュード9.0で、地震発生の切迫性が高いとされている地震です。発生確率は、30年以内70%程度。本市は「南海トラフ地震防災対策推進地域及び南海トラフ地震津波避難対策特別強化地域」に指定されています。 |
| 大正型関東地震 | 相模トラフを震源域とするモーメントマグニチュード8.2の地震です。平均発生間隔は200年から400年です。30年以内の発生確率はほぼ0から5%です。今後100年から200年先には発生の可能性が含まれています。 |

②風水害

台風や大雨による風水害の発生頻度は高く、市内には毎年のように被害が出ています。

神奈川県では、大雨等による「洪水浸水想定区域図」や台風等の海面上昇に伴う「高潮浸水想定区域図」を作成し、土砂災害危険箇所の整備や土砂災害警戒区域等の調査、指定を行っています。

小田原市では、これらについて地域ごとのハザードマップ(洪水・土砂災害、高潮、津波)

を作成・公開し、風水害履歴を情報として蓄積しています。

③火山災害

小田原市に被害を及ぼすおそれのある箱根山と富士山は、火山噴火予知連絡会により「火山防災のために監視・観測体制の充実等が必要な火山」に選定され、気象庁等により監視・観測が行われています。

火山災害は、溶岩流、噴石、降灰・火山灰、火砕流、土石流などの事象が想定されます。

④火災

文化財に関連する失火や山火事などは、文化財の完全な滅失につながりかねません。

昭和24年（1949）1月の法隆寺金堂壁面の焼損をきっかけに、文化庁と消防庁が1月26日を「文化財防火デー」と定め、全国的な文化財防火運動を行い、国宝・重要文化財を中心に防火対策を講じてきました。近年の文化財に関連する大規模な火災は、令和元年（2019）に首里城正殿等の焼失があります。

小田原市内には、防火対策が十分ではない文化財や近隣の民家と隣接する文化財建造物が多くあり、火災被害のリスクが存在します。

⑤盗難等人為的被害

全国の無住の寺社等において、仏像等の美術工芸品の盗難や建造物の毀損や落書きなどの被害が発生しています。

小田原市内においても、管理が行き届いていない文化財に関して、人為的な毀損、放火などの発生が懸念されます。

（2）現状の取組

①文化財防火デーの取組

小田原市では、毎年、文化財防火デーに合わせて、文化財建造物の消防訓練や避難訓練を実施しているほか、建造物の管理者等を対象に防火指導を行っています。



消防・放水訓練の様子（小田原城天守閣）



防火指導の様子（玉寶寺）

②文化財所有者への啓発

市指定文化財の所有者に対して年に一度管理奨励金を交付するにあたり、文化財の管理状況について確認するとともに、防犯・防災対策についての注意喚起を行っています。

(3) 防災・防犯の課題

- ①災害への備えが十分でない文化財への防災対策が必要です。
- ②所有者・管理者の目が届かない文化財等への防災・防犯対策が必要です。
- ③災害や犯罪が発生し被害が生じた場合の連絡体制を整備する必要があります。
- ④災害で保存に危機が迫る文化財を救済する（文化財レスキュー）体制整備が必要です。

2 防災・防犯に関する方針

①災害への備えの充実

本計画作成にあたりとりまとめた文化財リストを活用し、指定文化財を優先に管理状況等をカルテとして記録するなど、災害・被害リスクや現状の把握に努めます。

また、小田原市が発行する地域防災計画へ防災対策を位置付け、周知を図ります。

②防災・防犯対策の充実

防災・防犯について、所有者や関係する住民などに対して、積極的な情報発信を行うことで普及・啓発に努めます。また、「文化財建造物等の地震における安全性確保に関する指針（文化庁）」、「国宝・重要文化財（建造物）等の防火対策ガイドライン」（令和2年（2020）12月改訂、文化庁）「国宝・重要文化財（美術工芸品）を保管する博物館等の防火対策ガイドライン」（令和元年（2019）9月、文化庁）等をもとにガイドラインやマニュアルを作成するとともに、所有者等が行う防災・防犯対策にかかる費用についての支援を行います。

③災害・盗難等発生後に迅速に対応できる連絡体制づくり

災害・盗難等発生後に速やかに被害状況を把握できるよう、所有者や関係機関との連絡体制を構築します。

④文化財救済体制の整備

被災した文化財を救出する文化財レスキューの仕組みとして、有事の際は、神奈川県を經由して文化財防災センターに要請を行います。また、神奈川県や県博物館協会などの関係機関と協力体制を構築します。修復が必要な文化財については、応急的な処置を含め専門機関と相談しながら適切な対応を行います。

3 防災・防犯に関する措置

| 番号 | 名称 | 内容 | 措置主体 | | | | 実施期間 | | |
|-----|-------------------|--|------|----|-----|-----|------|----|----|
| | | | 市民等 | 行政 | 専門家 | 所有者 | 前期 | 中期 | 後期 |
| 防-1 | 指定文化財保存管理事業 | 市指定文化財の所有者に対して、毎年、文化財の管理状況を確認し、カルテを作成します。 | | ○ | | ○ | ○ | ○ | ○ |
| 防-2 | 消防訓練等の実施 | 文化財防火デーなどを通じて、市消防本部とともに文化財所有者への意識啓発を行うとともに、市有文化財建造物での消防訓練を実施します。 | | ○ | | ○ | ○ | ○ | ○ |
| 防-3 | 防災マニュアルの作成 | 地域防災計画に文化財保護の方針を明記し、ガイドライン、マニュアルなどを整備します。 | | ○ | | | ○ | ○ | |
| 防-4 | 文化財保存修理等助成事業 | 指定文化財所有者が行う防災、防犯等の措置に対して、掛かる費用の一部を支援します。 | | ○ | | ○ | ○ | ○ | ○ |
| 防-5 | 県内自治体などによる協働体制の構築 | 神奈川県が主催する「大規模災害対策検討分科会」において、他自治体とともに対応を協議します。 | | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ |
| 防-6 | 被災後の文化財保護の仕組みづくり | 神奈川県や県内他自治体とともに、災害時の対応と文化財レスキューについて検討を進め、仕組みを構築します。 | | ○ | | ○ | | ○ | ○ |

